

別記第2

勧告

本委員会は、別記第1における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

各給料表については、別表のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

イ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 平成19年12月に支給される期末手当および勤勉手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

(イ) 平成20年度以降に支給される勤勉手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。ただし、1(2)イ(ア)については、平成19年12月1日から、1(2)イ(イ)については、平成20年4月1日から実施すること。